

社会福祉法人 至誠会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月1日 ～ 2026年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性割合を2026年3月末までに45%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- ・ 2021年4月 ～ 女性職員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修・上司からの働きかけ。
- ・ 2023年4月 ～ 管理職に対する女性部下の育成に関する意識啓発や管理職による女性部下の育成計画の作成。
- ・ 2025年4月 ～ 現在の人事評価について、女性にとって不利な昇格基準になっていないか、男女公正な評価基準になっていないかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。